

(表)

第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
第42条第3項の規定による身分証明書



官職及び氏名
生年月日

年 月 日発行

環 境 大 臣 印

(裏)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第42条 環境大臣は、第36条第1項、第37条第1項又は第38条第1項の規定による指定又はその変更をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 環境大臣は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(10) 略

(11) 第42条第4項又は第48条の2第4項の規定に違反して、第42条第1項又は第48条の2第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

(12) 略

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格A6とする。